

<令和9年4月1日開所>

尾張旭市小規模保育事業者
募集要項

令和8年7月

尾張旭市

目次

1	実施目的.....	1
2	事業者の選定方法.....	1
3	事業の概要.....	1
4	参加資格要件.....	1
5	保育事業の概要.....	2
6	施設に関する条件.....	2
7	選定日程.....	3
8	提出書類.....	3
9	質疑応答等.....	3
10	参加表明等.....	4
11	事業計画.....	4
12	辞退.....	6
13	審査方法.....	6
14	留意事項.....	6
15	連絡先.....	7

1 実施目的

尾張旭市（以下「市」という。）では、増加する保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の設置運営事業者の募集を行う。

本プロポーザルは、市が募集する小規模保育事業について、設置、運営する意思のある事業者に対し、公募型プロポーザルにより審査を行い、最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

なお、今回の募集は、市内の小規模保育事業所（2箇所）の閉所に伴うものである。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された申請書の書類審査及びプレゼンテーション審査により、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 事業の概要

(1) 募集する施設類型

尾張旭市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）（以下「条例」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型

(2) 募集箇所数

2箇所

(3) 募集地域

尾張旭市内

(4) 開所予定日

令和9年4月1日

4 参加資格要件

- (1) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、事業の運営を適切に行う能力を有する事業者であること。
- (2) 本市の保育行政を十分に理解し、積極的に協力できること。
- (3) 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- (4) 条例、本要項その他関連法令等に従い、行政機関や関係者と連携協力して適切な運営ができること。
- (5) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- (6) 直近3か年において国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 「尾張旭市が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月2

7日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

- (10) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (11) 小規模保育事業者の認可を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当しない者であること。

5 保育事業の概要

保育事業は、条例や関係法令等のほか、次表の内容に従い実施すること。

項目	内容	
定員	1施設あたり15～19人	
定員構成	0歳（生後6か月以上）から2歳児とし、0歳児≤1歳児≤2歳児の定員構成とする。	
開所日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日	
保育時間（通常）	標準：午前7時30分から午後6時30分まで 短時間：午前8時から午後4時まで	
職員（保育士） 配置基準	0歳児	3：1
	1、2歳児	5：1
給食	園児の健康状態やアレルギー食への特別な配慮（除去食、代替食）を行うこと。	
延長保育	平日午後6時30分から午後7時まで実施	
連携施設	保育内容の支援（集団保育、代替保育等）及び3歳以降の受入れを担う連携施設を確保するよう努めること。	
非常災害時の対応	休園等の判断は市立保育園の対応に準ずる。	

6 施設に関する条件

- (1) 小規模保育事業は、事業者が所有又は賃借する建物において実施すること。
- (2) 以下の施設を設けること。

乳児室・ほふく室	0歳児又は1歳児1人につき3.3㎡以上を確保すること。
保育室・遊戯室	2歳児1人につき1.98㎡以上を確保すること。
屋外遊戯室	2歳児1人につき3.3㎡以上を確保すること。又はそれに代わる公園が近隣にあること。
調理設備	衛生的な調理設備を有し、保育室等と区画すること。
便所	衛生的な便所を有し、保育室等と区画すること。

- (3) 児童の保健衛生上必要な採光及び換気等に十分に配慮された建物であること。
- (4) 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。
- (5) 大型家具等に転倒防止措置を講じる等、乳幼児の安全確保が配慮されていること。

- (6) 保護者による送迎を考慮し、駐車場等の確保を行うこと。
- (7) 施設・設備の管理に当たり、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、児童福祉法等の関連法令及び条例を遵守すること。

7 選定日程

項目	日程
公募開始	令和8年7月28日（火）
質問受付期間	令和8年7月28日（火）から 令和8年8月10日（月）まで
質問回答期日	令和8年8月18日（火）
参加表明書等提出期限	令和8年8月26日（水）
書類の提出期限	令和8年9月14日（月）
プレゼンテーション審査	令和8年9月下旬
審査結果通知	令和8年10月上旬
認可等手続き、利用調整	令和8年10月から令和9年3月
事業開始	令和9年4月1日（木）

8 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 質問書（様式2）
- (3) 尾張旭市小規模保育事業者公募申請書（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）
- (5) 法人定款（法人の場合）
- (6) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
 - ※ 申請日から3か月以内に発行されたもの
- (7) 納税証明書
 - ※ 直近3年間の国税、都道府県税及び市町村税
- (8) 小規模保育事業に関する事業計画書（様式5）
- (9) 施設の概要が分かるもの

改修計画を含めた図面、間取りのほか、送迎用駐車場や周辺の状況が分かる写真等
賃貸借契約の場合は、契約内容（予定）が分かるものを添付すること。
- (10) 資金計画書（借入金がある場合は、借入金返済計画書等）（様式6）
- (11) 収支計画書（開設後から3年間分）（様式7）
- (12) 直近3年間の決算書類
- (13) 直近の行政指導監査結果及び改善報告の写し

9 質疑応答等

- (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式2）に記入し、こども子育て部保育課に令和8年8月10

日（月）午後５時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和８年８月１８日（火）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

10 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式１）：原本１部

イ 誓約書（様式４）：原本１部

ウ 法人定款：原本１部（法人の場合）

エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）：原本１部（法人の場合）

オ 納税証明書：原本１部

(2) 提出書類に関する留意事項

本事業者募集は、４に定める参加資格要件を有する者に限る。

(3) 提出先

尾張旭市役所こども子育て部保育課

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和８年８月２６日（水）午後５時（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、４に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

11 事業計画

事業計画については、事業計画等の書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 尾張旭市小規模保育事業者公募申請書（様式３）

イ 小規模保育事業に関する事業計画書（様式５）

ウ 施設の概要が分かるもの

エ 資金計画書（借入金がある場合は、借入金返済計画書等）（様式６）

オ 収支計画書（開設後から３年間分）（様式７）

カ 直近３年間の決算書類

キ 直近の行政指導監査結果及び改善報告の写し

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 小規模保育事業に関する事業計画書には、次の(ア)から(オ)に記載する事項について記述してください。

(ア) 保育についての考え方

a 施設の運営方針

b 少人数の乳幼児保育に対する考え方

c 食事（昼食・おやつ）の提供方法

※ 自園調理であるか外部搬入であるかを含めて記述すること。

d 保護者との連絡及び連携に関する考え方

e 保護者に対する子育て支援の考え方

f 連携施設について

(イ) 安全対策

a 安全対策に関する考え方

b 衛生に対する考え方

c 感染症対策等に対する考え方

d 委嘱（予定）医療機関の所在・名称

(ウ) 職員

a 配置職員確保の方法

b 職員育成の方針

(エ) 独自提案

(オ) その他の取組

a 業務上必要な情報管理の考え方

b 地域への事前説明・周知についての考え方

イ 提出書類は、原本１部、写し５部を提出すること。

ウ 提出書類は、原則Ａ４判とし、図面はＡ３判とする。ただし、官公署発行書類、既存のパンフレット等はこの限りではない。

エ 文字の大きさは、原則として１１ポイント以上とすること。

オ 提出書類は、紙ファイル等による２穴綴じ又はクリップ止めとすること。

(3) 提出先

尾張旭市役所こども子育て部保育課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和８年９月１４日（月）午後５時（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

1 2 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式 8）を担当課窓口に持参又は郵送すること。なお、市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

1 3 審査方法

(1) 審査委員により書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき審査採点し、合計評価点が最も高い参加者を選定する。なお、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同点の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。ただし、提案内容によって、市は設置運営事業者なしと決定する場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時 令和 8 年 9 月下旬

※ 対象者に開催時間や開催場所等の実施方法を通知する。

イ 開催場所 尾張旭市役所又は市内公共施設

ウ 出席者・発表者 応募された事業者の代表者、法人の経理担当者、施設長就任予定者等及び保育内容の説明ができる者が出席すること。

エ プレゼンテーション審査の内容（1 事業者 3 0 分）

・プレゼンテーション（2 0 分）

法人の運営理念、応募動機、施設所在地を選定した理由、施設整備スケジュール、その他提出書類に記載されている内容

・質疑応答（1 0 分）

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し、速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名および審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

なお、審査の結果、不採択となったことによる応募事業者の不利益については、本市は一切その責を負わないものとする。

また、既に進めている計画等に対する経費等に対する賠償は、一切受け付けない。

1 4 留意事項

(1) 参加者は、複数の事業計画を提案することはできない。

(2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 参加資格要件があることを確認された者が、審査結果が公表されるまでの間に 4 参加資格要件に掲げる事項を満たさなくなったとき。

イ 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があると認められるとき。

ウ 本要項の公表日から審査結果が公表される日までの間において、市こども子育て部保育課等の職員その他関係職員に直接、間接を問わず接触したとき（本要項に定める手続きは除く。）。

エ 上記の他、市が失格とすることが妥当であると判断したとき。

- (3) 最適者又は次点者に選定された場合でも、次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。
- ア 施設整備の遅延、保育士等の人員確保が見込めない等の理由により、開所予定日までに入所児童の受入れが困難であると認められるとき。
- イ 事前に市の承諾を得ずに配置計画等の提案内容を変更したとき。
- ウ 上記の他、市が選定を取り消すことが妥当であると判断したとき。
- (4) 市は、必要に応じて関係機関（官公庁、金融機関等）に問い合わせることがある。
- (5) 小規模保育事業所の整備・運営に当たっては、自治会や近隣住民に保育事業計画等の住民説明会を実施する等、自治会等の意見・要望等を受けとめ、保育事業計画等に反映するように努めること。
- (6) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがある。
- (7) 本募集及び開設準備に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外に使用しない。
- (10) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (11) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (12) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (13) 事業計画書類の提出が1者のみであった場合であっても、本要項に基づき審査を実施する。
- (14) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。

15 連絡先

尾張旭市役所こども子育て部保育課保育所支援係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8147

電子メール：hoiku@city.owariasahi.lg.jp

審査基準

審査項目		主な着眼点	配点	確認箇所
①事業者としての適性及び能力		事業者の活動理念、活動目標及び活動内容	5	小規模保育事業に関する事業計画書等
		事業者の経営資源（組織、財務、専門性、技術力等）	5	
		類似の事業実績	5	
②事業計画に関する事項	保育についての考え方	・施設の運営方針 ・少人数の乳幼児保育に対する考え方	5	
		食事（昼食・おやつ）の提供方法	5	
		保護者との連絡及び連携に関する考え方	5	
		保護者に対する子育て支援の考え方	5	
		連携施設の有無	5	
		安全対策に関する考え方	5	
	安全対策	・衛生に対する考え方 ・感染症対策等に対する考え方	5	
		委嘱（予定）医療機関の有無	5	
		職員	配置職員確保の方法	
	職員	職員育成の方針	5	
		独自提案	独自提案の内容・考え方	
	その他	業務上必要な情報管理の考え方	5	
		地域への事前説明・周知についての考え方	5	
	③施設整備に関する計画		施設整備の工程の妥当性	
・園舎及び屋内施設整備の考え方 ・屋外遊技場の考え方			5	
④経営管理に関する現状及び計画		財政状況の安定性	5	資金計画書・決算書類
		収支計画の妥当性	5	収支計画書